

無線LANルータの登録に関する同意書

私（登録者）は、Wi-Fi スクエア規約に則りコミュニティ活動を行うとともに、自らの費用で設置した無線LANルータ（Wi-Fi アクセスポイント）の登録にあたり、次の点について、遵守・同意します。

1.Wi-Fi アクセスポイントを登録する者（以下、登録会員という。）は、電気通信事業法及び関連法令を遵守し、電気通信役務の提供主体として自ら責任を持ち、役務提供先に対し、無料で電気通信サービスを提供する。

2.登録会員は、ブロードバンド回線提供事業者との契約上の適合性について、自ら責任を負い許諾の確認を行う。

3.Wi-Fi アクセスポイントの維持管理については、一定の技術基準を維持するよう登録会員自らの責任と費用により行う。

登録会員のうち、店舗等を営む事業主は、Wi-Fi アクセスポイントの利用に関する店舗等設置場所内における会員対応について、自らが電気通信役務の提供主体として責任を持って対応する。

注）運営事務局では Wi-Fi アクセスポイントの状況を把握し、必要に応じて技術支援を行う。

Wi-Fi アクセスポイントの修理、点検等による一時休止については、運営事務局に連絡する。

注）運営事務局でも会員からの問合せ対応を行う。

4.登録会員は、電気通信事業を営んでいると見做される可能性のある行為については、運営事務局と相談のうえ、対処する。

5.登録会員は、Wi-Fi アクセスポイントを利用する者の個人情報の取扱いについて、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等個人情報の保護に関する法律その他の関連法令を遵守するとともに、Wi-Fi スクエア規約および Wi-Fi スクエア・プライバシーポリシーの定めにより取り扱う。

以 上